



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会社名 パナホーム株式会社  
代表者名 取締役社長 上田 勉  
(コード番号 1924 東証・大証第1部)  
問合せ先 広報宣伝部長 杉本 幹生  
電話番号 06-6834-5111 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を同年 6 月 23 日開催予定の第 52 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 事業目的の変更

今後の事業展開に備えるため、第 2 条の事業目的を追加するとともに、一部字句の修正を行うものであります。

##### (2) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行(平成 21 年 1 月 5 日)に伴い、当社定款規定のうち、株券および実質株主名簿に関する文言を削除し、あわせてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

なお、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、付則に所要の規定を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. } (省 略)   } 4. } 5. 地域開発、都市開発および環境整備に関する事業の企画、設計、監理およびコンサルティング 6. } (省 略)   } 8. } 9. <u>介護保険法による居宅介護支援事業および認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与等に関する居宅サービス事業</u>	第 2 条 (目的) (現行どおり) 1. }   } (現行どおり) 4. } 5. 地域開発、都市開発および環境整備に関する事業の企画、設計、監理およびコンサルティング <u>ならびに土地の測量</u> 6. } (現行どおり)   } 8. } 9. <u>介護保険法にもとづく居宅介護・介護予防支援、居宅・介護予防サービス、地域密着型サービスおよび施設サービス等に関する事業</u>

現行定款	変 更 案
10. }   25. } (省 略)	10. }   25. } (現行どおり)
<u>第7条 (株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
<u>第8条 (単元株式数および単元未満株券の発行)</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>②当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	<u>第7条 (単元株式数)</u> (現行どおり) (削 除)
<u>第9条 (単元未満株式の買増請求)</u> 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当社に対して請求 (以下「買増請求」という。) することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。 <u>②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	<u>第8条 (単元未満株式の買増請求)</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。 (削 除)
<u>第10条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。	<u>第9条 (株主名簿管理人)</u> (現行どおり) ② (現行どおり) ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。
第11条 }   第38条 } (条文の記載省略)	第10条 }   第37条 } (現行の第11条から第38条までを各1条ずつ繰り上げる。条文は現行どおり。)
(新 設)	付 則
(新 設)	<u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u>
(新 設)	<u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</u>

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月23日 (火曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成21年6月23日 (火曜日)

(注) 上記の内容につきましては、平成21年6月23日開催予定の当社第52回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上